

成年後見制度（精神障がい）

1 対象者

精神障がい者（身体等との重複含む）

2 精神特有の傾向

- ① 精神障がい者の状態は、病状に左右されるため容易に変化してしまう。そのため医療優先での対応が必要であり、治療が順調にすすめば、成年後見が必要でなくなる場合も多い。また、病状は季節や環境の変化によっても変化するので、必要性や導入のタイミングの判断が難しい。
- ② 治療抵抗性（薬の効かない）場合もあり、医療を受けていても妄想にとらわれ暴力的になってしまう方もいる。後見人をお願いした後も他の課題が継続するケースが多く、チームを組んでの支援が不可欠である。
- ③ 本来、入院は必要最小限にすべきであるが、中には退院が難しく長期入院となっている方もいる。長期入院患者の場合、ご本人の判断能力も低下していることが多く、ご家族の他界や高齢化によって成年後見制度が必要になることがある。把握が困難であり、病院からの連絡に頼らざるを得ない。

3 制度促進の取り組み

- ① 6月 7日 精神担当保健師と精神保健福祉士 研修
- ② 11月11日 保健師会にて中堅保健師への研修
- ③ 12月13日 就労継続の6事業所を運営する社会福祉法人の職員（約50名）への研修予定